

II. 分 担 研 究 報 告

海外の視覚障害に対する福祉制度の調査に関する研究

研究分担者 加藤 聡 国立大学法人東京大学医学部眼科 准教授

【研究要旨】

本邦の視機能障害認定のあり方に関して、海外の状況について文献的に調査した。その結果、本邦と同様の形式をとっているのは韓国のみで、調べた限りの他国では同様の形式は無かった。

A．研究目的

本邦の視機能障害認定のあり方に関して、海外の状況について文献的に調査する。そのことにより、本邦の視機能障害認定法が世界的に見て、妥当かどうかの判断材料にする。

B．研究方法

文献検索により、諸外国の視機能障害認定法を調査する。

（倫理面への配慮）

該当なし

C．研究結果

韓国には本邦と同様の視覚障害認定基準があった。

調べられた限りでは、日本と同様の視覚障害による身体障害者認定基準はなかった。ただし、福祉を受けるうえで定義を定めている国はあった。

（米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィンランド、オランダ、アイスランド、台湾、韓国、香港、マレーシア、シンガポール、南アフリカ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、クエート、レバノン、など）

D．考察

韓国では既に良い眼の視力を取り入れている。一眼が正常であっても、片眼失明(0.02以下)を考慮している。求心性視野狭窄の概念が強く取り入れられている。諸外国では本邦と同様の基準はなかった。

E．結論

福祉制度の違いにより、韓国以外の基準は本邦の基準決定に関し参考にならないと考えられた。

F．健康危険情報

なし

G．研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H．知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし